

日NATO国別パートナーシップ協力計画

1. 政治的文脈及び原則

1.1 日本及びNATOは、自由、民主主義、人権、法の支配といった共通の価値を支持している。我々はこれらの共有された価値と国民の自由及び安全を擁護する決意を有している。我々は、多国間協力及び対話を通じた紛争抑止及び危機予防を重視している。

1.2 欧州大西洋地域とアジア太平洋地域の安全保障環境は異なり、また、日本とNATO加盟国とは地理的に離れているが、グローバル化が進展し、より相互に関連している世界において、これら2つの地域はそれぞれ国境を越えた政治・安全保障上の動向の影響を受け、また影響を与えうる。我々は、紛争の平和的解決を促進するルールに基づく国際秩序の追求を通じた、グローバルな平和、安定及び繁栄を推進することにつき、共通の戦略的利益を認識する。我々は、また、テロ対策、サイバー防衛、海上安全保障、特に、海賊対策、人道支援・災害救援の活動等のグローバルで新たな安全保障課題に立ち向かうために協力する必要性を認識している。

1.3 日本及びNATOは、これらの共通した価値、課題、協力を通じ平和と安定を促進するという我々の共通の使命を認識しつつ、我々が共通の利益を有する分野における日NATOパートナーシップの強化を図ることにコミットする。そうした決意は、「積極的平和主義」の具体的内容をあきらかにした日本の「国家安全保障戦略」やパートナーとの協力を通じ国際安全保障の促進を加盟国がコミットしているNATOの「2010年新戦略概念」を含めた日本とNATOの主要な政策文書の共通性に基づくものである。

2. 協力の目的及び様式

2.1 この国別パートナーシップ協力計画は日本国首相とNATO事務総長が2013年4月15日に東京において署名した共同政治宣言の関連するコミットメントの具現を目的とする。

2.2 日本とN A T Oの協力は以下の方法で推進する。

- 日本とN A T O間におけるハイレベル対話の強化。
- 防衛交流の促進。これには、N A T Oパートナーシップ協力メニューの活動への日本の参加を増加させること、N A T Oの演習への参加を必要に応じて発展させること、経験、教訓、専門知識、情報の交換を通じて上記の課題に取り組む相互の能力を土台に協働することが含まれる。
- 国際平和と安定を強化することを目的とする実務的な協力の促進。

2.3 また、日本とN A T Oは、互いの取組を補完しつつ、日本の国際平和協力活動やイラク、パキスタン、東日本大震災、フィリピンにおける人道支援・災害救援活動への参加、N A T Oの安全保障上の作戦を含む経験を共有することにより、これらの課題に取り組む。

3. 協力の優先分野

3.1 政治対話や防衛交流の促進に加え、日本及びN A T Oは、パートナーシップ協力メニューに規定されている協力分野を含む以下の優先分野に焦点を当てた実務的な協力を促進する。

- 3.1.1 サイバー防衛における協力及び教訓の共有
- 3.1.2 人道支援・災害救援における協力
- 3.1.3 テロ対策
- 3.1.4 軍縮（特に小火器）、軍備管理、大量破壊兵器とその運搬手段の不拡散
- 3.1.5 海賊対策等の海上安全保障
- 3.1.6 紛争管理への包括的アプローチ
- 3.1.7 防衛科学技術
- 3.1.8 パブリック・ディプロマシー
- 3.1.9 平和ミッションにおける女性、平和及び安全保障の視点の主流化
- 3.1.10 日本及びN A T Oにより共通の利益として特定される安全保障及び防衛に関するその他の分野

3.2 日本とN A T Oの協力には、共同協議、パートナー国にも開放されているセミナーやシンポジウム等のN A T Oの活動、平和と安全保障のため

の科学（SPS）プログラム，適切な分野におけるNATO関係者と日本の交流活動，NATOが行う演習への日本の適宜の参加を含むNATOパートナーシップ・ツールの活用が含まれる。日本とNATOは，人道支援・災害救援に関する共同研究会の成果及び報告書に基づく具体的な協力を実施する。

3.3 日本とNATOの間で実施される活動は電子パートナーシップ・リアルタイム情報管理交換システム(e-PRIME)データベースに保存され，更新される。

4. 国別パートナーシップ協力計画の見直し手続き

4.1 本計画は，日本及び北大西洋理事会が承認した日に発効する。

4.2 本計画に基づく協力は，日本及びNATO共同のプロセスを通じ，適切な時期に更新される。

2014年5月6日にブリュッセルにて英語の本書2通に署名した。

安倍晋三
日本国総理大臣

アナス・フォー・ラスムセン
北大西洋条約機構事務総長